

改正

平成31年3月11日告示第29号

恵那市地域のまちづくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、地域自らが地域計画の理念に基づき取り組むまちづくり活動の経費に対し、予算の範囲内において恵那市地域のまちづくり活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

**第2条** この補助金は、地域の課題解決に向けて積極的に取り組む事業の経費を助成することにより、地域自治力の向上を図ることを目的とする。

(定義)

**第3条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域自治区運営協議会 恵那市地域自治区条例（平成30年恵那市条例第42号）に基づいて設置した地域のまちづくり活動を推進するための組織をいう。
- (2) 地域計画 各地域自治区が地域の課題解決に向けて策定した地域に特化した特色ある計画をいう。

一部改正〔平成31年告示29号〕

(対象団体)

**第4条** 助成の対象となる団体は、地域自治区運営協議会とする。

一部改正〔平成31年告示29号〕

(対象事業)

**第5条** 助成の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、ソフト事業を原則とし、次条に規定する助成の条件を全て満たすものとする。

2 対象事業は、地域単独事業と地域間連携事業とする。

一部改正〔平成31年告示29号〕

(助成の条件)

**第6条** 対象事業は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域計画の柱（基本目標）及び基本施策に基づくソフト事業であること。ただし、ソフト事業の目的を達成するために必要なハード事業は、審査を経て予算の範囲内で認める。
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない事業であること。
  - ア 特定の団体及び個人の利益を目的とする事業
  - イ 宗教及び政治に関する活動を目的とする事業
  - ウ 公序良俗に反する事業
  - エ その他市長が適当でないとしたもの

(対象経費)

**第7条** 補助金の対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象としない。

- (1) 事業実施団体等の組織又は施設の運営に要する経費
- (2) 出資、寄付又は貸付けに要する経費
- (3) 土地建物等の不動産、地上権等の取得又は借上に要する経費
- (4) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額等)

**第8条** 補助金の額は、申請事業ごとに次に掲げる額とする。

- (1) 地域単独事業 1事業50万円以内
- (2) 地域間連携事業 1事業100万円以内

(補助金の交付申請)

**第9条** 補助金の交付を受けようとする地域自治区運営協議会は、事業ごとに地域のまちづくり活動補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
  - (2) その他市長が指示する書類
- 一部改正〔平成31年告示29号〕

(審査)

**第10条** 市長は、補助金申請書により、補助金の交付の適否、補助金の額及び付すべき条件について審査する。

2 審査の基準及び方法は、別に定めるものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

**第11条** 市長は、審査の結果により助成の適否を決定し、交付すべきものと認めるときは、地域のまちづくり活動補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(実績報告)

**第12条** 補助事業者は、事業を完了した日から30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに恵那市地域のまちづくり活動補助金実績報告書(様式第3号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書及び収支決算書
- (2) 事業実施に伴う領収書の写し
- (3) 事業実施記録書類(写真等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定等)

**第13条** 市長は、前条の規定により実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、恵那市地域のまちづくり活動補助金交付確定通知及び返還通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の交付)

**第14条** 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、恵那市地域のまちづくり活動補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。

3 補助事業者は、前項に規定する概算払を必要とするときは、恵那市地域のまちづくり活動補助金概算交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

**第15条** 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整理し、5年間保存しなければならない。

(その他)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。  
(恵那市地域づくり補助金交付要綱の廃止)
- 2 恵那市地域づくり補助金交付要綱（平成19年恵那市告示第44号）は、廃止する。

附 則（平成31年3月11日告示第29号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

助成対象経費

経費	内容	備考
賃金	対象事業に係るアルバイト等非常勤者への支払に限定	補助金申請額の10%以内の額で820円／人／時間以内とする。但し、スタッフへの支払いは対象外
報償費	講演、指導、出演等の謝礼 イベント記念品	スタッフへの支払いは対象外
旅費	講師等の交通費、宿泊費	宿泊費のうち、飲食費は対象外
需用費	消耗品、燃料費、賄材料費、印刷製本費、食糧費	食糧費は、イベント開催時等1食500円までとする。施設等の光熱水費は対象外。
役務費	通信運搬費、広告料、保険料、手数料	
委託料	対象事業に係るものに限定	
使用料及び賃借料	会場、車両、機械器具等の借上料、通行料、使用料	土地・建物の借上料は対象外。
工事費	対象事業に係るものに限定	ソフト事業の目的を達成するために必要な工事費に限定
原材料費	資材等の材料費	事業目的が明確な材料費等
備品購入費	対象事業に係る備品で目的が明確なものに限定	保管場所を明確にしておく (個人宅や法人事業所での保管は認めない)
負担金	人材育成に関わる研修会等へ参加するための負担金	